

## 讀白氏文集記 (二)

### 花房英樹

元和十年、白居易は太子左贊善大夫より、江州司馬に貶謫された。元稹「酬樂天東南行詩一百韻」の原注「八月聞樂天司馬江州」によれば、八月のことである。その十二月、元稹の「叙詩寄樂天書」に對える「與元九書」を綴り、それまでの自己の文學を回顧していた。その中に、

是時皇帝初即位、宰府有正人、屢降璽書、訪人急病、僕當此日、擢在翰林、身是諫官、月請諫紙、啓奏之外、有可以救濟人病、裨補時闕、而難於指言者、輒詠歌之、欲稍稍遞進於上、上以廣宸聰、副憂勤、次以酬恩獎、塞言責、下以復吾平生之志、豈圖志未就而悔已生、言未聞而謗已成矣、又請爲左右終言之、凡聞僕賀雨詩、而衆口籍籍、已謂非宜矣、聞僕哭孔戡詩、衆面脈脈、盡不悅矣、聞秦中吟、則權豪貴近者、相目而變色矣、聞登樂遊園寄足下詩、則執政者扼腕矣、聞宿紫閣村詩、則握軍要者切齒矣、大率如此、不可偏舉、不相與者、號爲沽名、號爲詆訐、號爲訕謗、苟相與者、則如牛僧孺之戒焉、乃至骨肉妻孥、皆以我爲非也、其不我非者、舉世不過三兩人、

と見える。いま書簡に言及されている數首の中から、「孔戡」・「宿紫閣

山北村」・「登樂遊園望」の三首を採る。ともに文集卷一に列せられてい

### 孔戡

五言古詩。三十二句、十六韻。押韻は先韻到底で、寒刪韻を混用する。制作の時期は元和五年春。時に白居易は翰林學士左拾遺、三十九才。

題について異同がある。伍忠光校本・馬元調校本・汪立名編訂本には、孔の上に哭字があるが、京都大學人文科學研究所藏馬本に記入されている、震澤の王德修の、宋本との校語に據れば、その所見の宋本にはこのこと同じく哭字は無い。恐らくは、先に掲げた「與元九書」に據つて、伍忠光が校増したものと思われる。馬本以下は伍本に倣つたものに過ぎぬ。改めるには及ばない。韓愈に「唐朝散大夫贈司勳員外郎孔君墓誌銘序」がある。中に「孔君諱戡、字君勝、」と見える。ただし新唐書本傳には「戡字勝」とある。いずれが正しいか詳かでない。「孔君墓誌銘」の五百家注に「韓曰、孔君、孔子三十六世孫、」と

あるが、韓愈「唐正議大夫尚書右丞孔公墓誌銘序」に「孔子之後、三十八世有孫、曰幾、」といひ、資治通鑑唐紀四十四、建中四年の條に、「巢父、孔子三十七世孫也、」というから、孔幾の弟に當り、孔巢父の從子に當る孔幾は孔子三十八世の孫である。舊唐書本傳には「孔巢父從子、巢父兄岑父之子、方嚴有家法、重然諾尚忠義、盧從史鎮澤潞、辟爲書記、從史寢驕、與王承宗田緒、陰相連絡、欲效河朔事、以固其位、幾每秉筆、至不軌之言、極諫以爲不可、從史怒、幾歲餘謝病、歸洛陽、李吉甫鎮揚州、召爲賓佐、從史知之、上疏論列、請行貶逐、憲宗不得已、授衛尉丞分司洛陽、初貞元中、藩帥誣奏從事者、皆不驗理、使行降黜、及幾詔下、給事中呂元膺執之、上令中使慰諭元膺、制書方下、幾不調而卒、贈駕部員外郎、」とある。呂元膺の上奏のことは、唐會要「給事中」の條に見える。

洛陽誰不死、幾死聞長安、我是知幾者、聞之涕汝然、

左氏傳昭二年に「子產曰、人誰不死、凶人不終命也、」とある。ただし人誰不死の語は昭二十五年、定十五年にも見える。又、この左氏傳の語を承けて、文選曹子建「箜篌引」にも「先民誰不死、知命亦何憂、」とある。幾と名指すのは改まつた言い方であり、第一句の左氏傳から出る語と共に莊重な歌い出しとなつてゐる。孔幾の卒年は、韓愈「孔君墓誌銘」に「元和五年正月、將浴臨汝之溫泉、壬子至其縣、食遂卒、年五十七、」とあるのによつて明かである。壬子は十八日。長安は京都、作者は今ここにゐる。我是知幾者という言い方は、文集「和東川楊慕巢尙書」にも「我是知君者」として見える。史記管晏列傳「知我者鮑子也」に倣うものであろう。末句は、白氏六帖「哭泣」及

び「喪賢臣」に載せられる「子產卒、仲尼聞之、出涕曰、古之遺愛也、」に據る。六帖の載せる所は左氏傳昭二十年の文。ただし涕汝然の語は、杜甫「哭李尙書」に「風雨嗟何及、江湖涕汝然、」とも見える。本づく所は禮記檀弓「孔子汝然流涕」。四句は孔幾の死に對する一般の關心と作者の傷心とを言い、その人物の並ならぬことを歌う。押韻は第二句が上平の寒、第四句が下平の先韻であるが、後には上平の刪韻もあり、相通じて用いられてゐる。又、これらの四句の平仄は整い、しかも一聯と二聯は粘着し、全體として近體に異る所が無い。しかし次句以下はこの律調を退けて、一首は古體を成している。このような幅を持つ古體形式は、他の場合には少いが文集では珍らしくはない。幾佐山東軍、非義不可干、拂衣向西來、其道直如絃、

「孔君墓誌銘」に「始舉進士第、自金吾衛錄事、爲大理評事、佐昭義軍、軍帥死、從史自其軍諸將代爲帥、請君曰、從史起此軍行伍中、凡在幕府、唯公無分寸私、公苟留、唯公之所欲爲、君不得已、留一歲、再奏自監察御史、至殿中侍御史、」とある。盧從史が節度使になつたのは、舊唐書德宗本紀に據れば、貞元二十年八月である。資治通鑑唐紀五十一、貞元十年七月の條に「昭義精兵、多在山東、」とあり、胡三省注に「昭義鎮潞州、謂磁邢洺三州爲山東、」と。山東軍とは昭義軍をいう。この山東軍を重く讀めば、干は犯と解される。或は、立野春節が馬本に據つて菅家の舊點を移したと傳えられる明曆刊本に従つて「義ニ非サレハ千ム可カラス」とも讀めよう。文集「丘中有一士」に「所逢苟非義、糞土干黃金、」とあり、六帖に「非義不合」という禮記儒行の文を載せる。又、文集「贈樊著作」に「其佐曰孔幾、捨去不

爲賓、」といひ、韓愈「孔君墓誌銘」に「於利與祿、則畏避退處、如怯夫然、」ともあるから、干を求と解し、論語爲政「子張學干祿」の干の義とすることもできる。今は一應後者によつて讀む。左氏傳襄二十六年「拂衣從之」の杜預注に、「拂衣褰裳也」とある。陶淵明「飲酒」にも「遂盡介然分、拂衣歸田里、」と。西は山東に對して洛陽をいふ。舊唐書に「謝病歸洛陽」というのがそれである。後漢書五行志に「順帝之末、京師諺曰、直如弦、死道邊、曲如鉤、反封侯、」と。ただし文選袁陽源「効曹子建樂府白馬篇」に「義分明於霜、信行直如弦、」とあり、その下の李善注に應劭風俗通を引いて後漢書と同じ文を載せる。いま風俗通には逸するが、御覽七百六十七に見える。語の出る所は風俗通である。道直という觀念は、論語微子「柳下惠爲士師、三黜、人曰、子未可以去乎、曰、直道而事人、焉往而不三黜、枉道而事人、何必去父母之邦、」に本づく。第四句は、洛陽へ歸る途のひたすらなことと共に、職を棄てて去ることの決然たるをいふ。孔叡の昭義軍を辭する事情は「孔君墓誌銘」に詳かである。「從史爲不法、君陰爭不從、則於會肆言以折之、從史羞、面頸發赤、抑首伏氣、不敢出一語以對、立爲君更令改革辭者、前後累數十、則與從史說古今君臣父子道、順則受成福、逆輒危辱誅死、曰公當爲彼、不得爲此、從史聳聽喘汗、居五六歲、益驕、有悖語、君爭、無改悔色、則悉引從事、空一府往爭之、從史雖羞、退益甚、君泣語其徒曰、吾所爲止於是、不能以有加矣、遂以疾辭去、」と。

從事得如此、人人以爲難、人言明代、合置在朝端、

資治通鑑隋紀三胡三省注に「隋開皇三年詔、佐官以曹爲名者、並以爲

司、十二年諸州司以從事爲名、」とある。唐もまたこれに因り、州郡のみならず藩鎮も倣う。如此とは道直をいふ。人言は當然かくあるべきという場合に用いられる語である。明明は毛詩大雅蕩之什江漢に「明明天子、令聞不已、」に本づく。文選東廣徵「補亡詩」には「明明后辟、仁以爲政、」と見え、李善注に「爾雅曰、明明察也、郭璞曰、聰明鑒察也、」とも見える。爾雅は釋訓。合は當。在は於に同じい。下にも「生死懸在天」と見える。朝端の語は、文選王仲寶「褚淵碑文」、沈休文「齊故安陸昭王碑文」等に見え、李善注には「晉中興書、謝石上疏曰、尸素朝端、忽焉五載、」とも見えるが、資治通鑑齊紀七「既居朝端、事多專決、」の下で、胡三省が「尙書令位、居朝臣之右、」と注する如く、尙書令或は宰臣を意味するが、唐代に於いては必ずしもそうとのみは限られない。文集では「薛存誠除御史中丞制」に「可以執憲、立於朝端、」ともあるが、廣く班列に於いて右方にあるもの、所謂近職を指す。唐會要「文武百官朝謁班序」によれば、中書令、同中書門下平章事の次に供奉官が列するが、その供奉官たる憲官や諫官をいふ場合が多い。ここもまさにそれである。「孔君墓誌銘」には「當時、天下以爲賢、論士之宜在天子左右者、皆曰、孔君孔君云、」と見える。

或望居諫司、有事讞必言、或望居憲府、有邪讞必彈、

諫司は諫官の職司をいふ。先例は竇群の「初入諫司喜家室至」という詩題に見えるが、詩句に用いられた例はまだ見ない。文集「和陽城驛」に「次言陽公節、審審居諫司、」と見え、「除柳公綽御史中丞制」に「擢首諫司、嚴望並重、」とも見える。憲府は御史臺。唐會要「御史

臺」に「龍朔二年四月四日、改爲憲臺、」と見える。孫逖「和左司張員外自洛使入京」に「秋憲府中高唱入、春卿署裏和歌來、」から見え始めるが、文集には「和中丞與李給事山居雪夜同宿小酌」に「憲府觸邪裴豸角、瓊闌駁正犯龍鱗、」とあり、「源中授檢校刑部員外郎充觀察判官兼侍御史制」に「以源中立憲府、有糾正之能、」とも見える。諫司とともに唐代に始まる稱呼である。

惜哉兩不諧、沒齒爲閑官、竟不得一日、審審立君前、

惜哉は痛惜の辭。論語子罕「子謂顏淵曰、惜乎、」を意識しつつ置かれた語かも知れぬ。不諧はここでは期待が實現しなかつたこと。後漢書宋弘傳には「帝願謂主曰、事不諧矣、」と見える。沒齒は論語憲問「沒齒無怨言」に出る語。閑官は職務清閑の官。衛尉丞東都分司を指す。六典によれば衛尉寺丞は從六品上。新唐書百官志には「掌判寺事、辨器械出納之數、大事承制勅、小事則聽於尙書省、」と。審審は周易蹇「王臣蹇蹇、匪躬之故、」に出る語。楚辭離騷には「余固知審審之爲患兮、忍而不能舍也、」と見え、王逸注に「審審忠貞貌也、易曰、王臣審審、匪躬之故、」とも見える。洪興祖補注に「今易作蹇蹇、先儒引經多如此、蓋古今本或不同耳、」と。文集「諫鼓賦」にも「故審審匪躬、道之行也、」とある。なお王注の忠貞は、文選では忠言に作る。楚辭以來この語は多く諫諍の方向に使用される。立君前は天子に向い事を奏する意である。

形骸隨衆人、斂葬北邙山、平生剛腸内、直氣歸其間、

形骸の語は莊子徳充符「今與我遊形骸之内、而子索我於形骸之外、」に出るが、文選嵇叔夜「養生論」に「精神之於形骸、猶國之有君也、」

と見える如く、精神に對する肉體の義。人字、伍本馬本に心に作るは誤り。衆人は楚辭漁父に「衆人皆醉、而我獨醒、」に本づくが、文選謝靈運「石門新營所住四面廻豁石瀨茂林脩竹」には「匪爲衆人說、冀與智者論、」と見え、五臣注に「銑曰、此道不可與俗人說之、當與智者談也、」とある如く俗人の意に用いられる。又、文集「送王處士」に「不能隨衆人、斂手低眉目、」ともあり、隨衆人は俗人と同じくという意味で下句に係る。斂葬の語は後漢書孔融傳にも「爲棺具而斂葬之、」と見える。北邙山は洛陽の北に在り、漢以來の墓地。王建「北邙行」には「北邙山頭少閑土、盡是洛陽人舊墓、」と。「孔君墓誌銘」には「從葬河南河陰之廣武原」と。平生は生前の意。剛腸は文選嵇叔夜「與山巨源絕交書」の「剛腸嫉惡輕肆、直言遇事便發、」に本づく。五臣注には「銑曰、剛腸謂彊志也、」とも見える。直氣は物に屈しない精神をいう。杜甫「過郭代公故宅」にも「及夫登袞冕、直氣森噴薄、」と。先に道直といい、ここにまた直氣というのは、孔臧を直の人と認めたからである。

賢者爲生民、生死懸在天、謂天不愛人、胡爲生其賢。

民字、王氏所見宋本是人。太宗の諱を避けたものである。毛詩大雅生民之什生民に發する語であるが、孟子公孫丑上「自生民以來、未有盛於孔子也、」の如く人民の義。ただし儒教的立場の言い方である。爲は上聲、治の義。一句は東觀漢記鄧曄傳「天生俊士、以爲民也、」に本づく。恐らくは毛詩小雅南有嘉魚之什南山有臺序「得賢則爲邦家立太平之基矣、」とか、墨子「古者同天之義、是故選擇賢者、立爲天子、天子以其知力爲未足獨治天下、是以選擇其次、立爲三公、」とかの觀

念から出るものであろう。第二句は論語顔淵「死生有命、富貴在天、」に本づく。胡爲の語は毛詩邶風式微「微君之故、胡爲乎中路、」に始まるが、常に強い語氣を持ち、古體の詩に多く使用される。直道の人を賢者とするのは、遠くは孟子公孫丑上「柳下惠不羞汚君、不卑小官、進不隱賢、」に見える觀念であるが、近くは陳子昂「明必得賢科」や「安宗子科」等に強調されている。後者には「賢人之業、皆務直道、」とも見える。

爲天果愛民、胡爲奪其年、茫茫元化中、誰執如此權、

爲字、銅活字本伍本は同じいか、朝鮮本馬本は改めて謂に作る。朝鮮本に従つてここは改めなくてはならない。左氏傳哀十四年に「天之愛民甚矣」と。年は壽と同義。二句は毛詩秦風黃鳥「彼蒼者夫、殲我良人、」を承けたものとも思われる。茫茫は不明の貌。元化の語は陳子昂李白以來頻りに用いられる。陳子昂「感遇」の「探元觀群化」、李白「贈饒陽張司戶璩」の「探元識化先」に於ける元と化を連ねたものであろう。陳子昂李白について、元結・顔真卿・韋應物・孟郊等に屢々見える。文集では「王府君墓誌銘序」にも「踐大官、贊元化、俾功加于民者、由命、」とある。ここでは天地の運化を意味する。茫茫元化は、文選曹子建「七啓」の「茫茫元氣、誰知其終、」に倣うものであろう。末句の權は、生死のそれではあるが、元稹「酬樂天聞李尙書拜相以詩見賀」の原注に、自己の左遷について、「由是操權者大怒」といい、又、「爲親情弄化權」というように、人事の任免を響かせる語でもある。

末八句の發想は、文集に於いては他にも例がある。「哀二良文」の

「伊大化之無形兮、浩浩而茫茫、中有禍身兮、謂天之惡下民兮、胡爲乎生此忠良、謂天之愛下民兮、胡爲乎生此豺狼、我欲階冥冥、問蒼蒼、蒼蒼之不可問兮、俾我心之盡傷、悲夫、」であり、「效陶潛體」の「謂天不愛民、胡爲生稻梁、謂天果愛民、胡爲生豺狼、謂神福善人、孔聖竟栖遑、謂神禍淫人、暴秦終霸王、顏回與黃憲、何辜早夭亡、蝮蛇與鳩鳥、何得壽延長、物理不可測、神道亦難量、舉頭仰問天、天色但蒼蒼、」である。天道に對する深い疑惑は、「天之報施善人、其何如哉、」という語を含む史記伯夷列傳から明白な記述をとるが、詩に於いて、これほど痛切に表明されたことは、白居易以前には稀である。

ただし、先の三首は制作時期を異にし、「哀二良文」は、貞元十六年であり、「効陶潛體」は元和八年である如く、それぞれに主題も異つている。「哀二良文」は、忠良の人の死を傷み、「効陶潛體」は、天理の不可測を歌う。ここは、單に賢者の死を惜しむ、その所で止まつているのでもなく、天意の量り難さを嘆ずる、その所まで伸びきつていながらも、第一には直道の人としての賢者が世に少いことを指摘して、在官の者を非難しているのである。「從事得如此、人人以爲難、」というのはそれを表わす語であらう。人人とはどこまでも作者自身を含めての語であるからである。この考えは他の詩文にも見えるが、「薛中丞」では「百人無一直」ともある。更には同じ「薛中丞」で「百直無一遇」ともいうが、ここでも賢者が賢者として遇されることとなかつた事實を指摘している。「惜哉兩不諧、沒齒爲閑官、竟不得一日、審審立君前、」というのがそれである。そしてその責任は専ら賢者を起し得なかつた人々の側に在ると歌う。末句の「誰執如此

「權」との語の中に隱然として見える。或はその人々の中には憲宗をも含めてゐるであらう。盧從史が孔戡の貶降を累請したのを退け得ず、李吉甫の辟請や呂元膺の起用の進奏をも採上げなかつたのは、實は憲宗であつたからである。一首は、孔戡の死に對する慟哭を敘述しつつも、實は政治を運営すべき賢者の登用され得ない現實への憤懣から成つたものである。ここに韓愈の「孔君墓誌銘」との差異がある。「孔君墓誌銘」は、その冒頭に「昭義節度盧從史有賢佐、曰孔君、」とあるように、孔戡を賢とする點では同じいが、その賢の内容を、「於義若嗜欲」といい、「允義孔君」というように、義であるとす。それは白居易の詩が、「非義不可干」といつて義に言及しつつも、道直といひ、直氣といひ、その直を以つて賢とすると異なる。このことは、「孔君墓誌銘」が、孔戡の歿後八ヶ月にして綴られ、歿後直に作られたこの詩の上に立つてゐることもよるであらうが、根本的には墓誌という形式に於ける人間の見方が、廣い視野から要請されることに理由がある。詩はこれに對して、人を始めから政治の場で見つてゐるのである。直道という觀念が、柳下惠と共に政治と結びついて成つたものであり、國語晉語で「下有直言、臣之行也、上有直刑、君之明也、」といわれ、ついで東觀漢記鄧曄傳で「君明臣直」と見えてより、直は臣たる者の重要な資質として認められていた。文集にも一再ならず見られる。例えば「賀雨」の「君以明爲聖、臣以直爲忠、」というのもそれである。詩は孔戡を政治に與る人間として見てゐる。これは詩そのものが政治の立場で制作されていることを示す。孔戡の死は題材であり、政治の事實が主題となつてゐるのである。この故にこそ、「孔

君墓誌銘」が政治の面で問題となり得なかつたのに對して、この詩は「衆面脈脈、盡不悅矣、」という事態を導くに至つたのである。

#### 宿紫閣山北村

五言古詩。二十句、十韻。押韻は元韻到底で眞文韻を混用する。恐らくは「孔戡」よりも少し後であらうが、元和五年に制作されたことには紛れはない。

晨遊紫閣峯、暮宿山下村、村老見予喜、爲予開一罇、

陝西通志、鄠縣の條に「紫閣峯在東南三十里、旭日射之、爛然而紫、其形上聳、若樓閣然、」とある。杜甫「秋興」に「紫閣峯陰入漢陂」とあり、岑參「因假歸白閣西草堂」に「東望白閣峯、半入紫閣松、」とあり、李白「君子有所思行」に「紫閣連終南、青冥天倪色、」とあるのもここである。附近には名勝古蹟も多い。陝西通志には、王九思の終南山記を引いて、「紫閣峯有瀑布、景特奇絕、」とも見える。又、隱棲の地でもあつた。李白に「望終南山寄紫閣隱者」があり、張籍に「寄紫閣隱者」がある。晨遊、暮宿等の對句は行役遊覽の場合が多い。文集には「送張山人歸嵩陽」、「蘭若寓居」の數首があるが、ここは恐らくは遊覽であらう。村老という語は見難い。少くとも詩に常用される語ではない。村翁と同義なのであらうか。かつて蓋屋縣尉であつた時の作「縣西郊秋寄贈馬造」に「紫閣峯西清渭東、野煙深處夕陽中、」ともあるから、その當時知り合つた人でもあらう。次の句から見て初對面ではない。爲予の予字、朝鮮本は子に誤る。予字は文章語であり、詩に用いられることは少い。詩に見える場合は、改つた時であ

る。ここも賓客として待遇されるから、特にこの字が用いられているのであろう。開鐔の語は、人を歡待する時に用いられるのが普通である。ここもそういう方向であらう。一字は、歡待の意を表わせば足りるほどの量を示す。下二句は、村老を主としていうが、その村老の心情として、文選蘇子卿「詩」の「我有一罇酒、欲以贈遠人、願子留斟酌、叙此平生親、」を考へても無理ではないであらう。とすれば、老村の喜びは同時に作者の喜びでもある。しかし、この喜びも次句から一變する。

舉盃未及飲、暴卒來入門、紫衣挾刀斧、草草十餘人、

舉盃は酒を酌んだ盃を手にとること。舉酒と殆んど同じ。暴卒も詩では用いられぬ語であるが、この暴字は卒の入門の仕方を示すものとしてよく効いている。のみならず、作者の卒に對する感情が露に打出されている語でもある。軍卒の紫衣を常用することは見受けぬが、唐會要「内外官章服」に「開元二十五年三月勅、緋紫之服、班命所崇、以賞有功、不可僭濫、如聞諸軍賞借、人數甚多、曹無甄別、」とあり、「大中元年、中書奏、近日奏行殿中及戎卒、便請朱紫、數事俱行、」ともあり、又、于漬の「恨從軍」に「不嫁白衫兒、愛君新紫衣、」とあるから、此の當時にも紫衣を着用する者があつたと思われる。或は李廌「兩都賦」に「觀兵百萬、制以神策、紫身豹首、金腰火額、」とあるから、神策軍に屬する軍卒は紫衣を着して他と區別したのかも知れぬ。いずれにしても紫衣は勢威あるものの用いるものである。刀斧は本來武具であらうが、文集に見える他の二例は悉く伐木の具として示されている。「答桐花」に「宜遂天地性、忍加刀斧刑、」とあり、

「有木」に「年深已滋蔓、刀斧不可伐、」とあるのがそれである。ここもその義に解してよい。草草は雜亂不齊のさま。奪我席上酒、掣我盤中冷、主人退後立、斂手反如賓、

席字は席と同じ。席上酒の字は禮記儒行「儒有席上之珍、以待聘、」から出るが、宴席に備えられた酒に限つて用いられる。盤中冷は左氏傳僖二十三年、「晉公子及曹僖負羈之、妻饋盤中眞醢、」から出る。冷字、各本は殮、通用の字。熟食をいう。屢々用いられて出る所を思わせない語である。掣は曳き取ること。主人は村老を指す。退後立は退而後立ではなくして、退後而立という形であらう。斂手は敬慎すること。既に史記春申傳、太史公自序から見え、説文では拱字を解して「斂手」ともいい、時に手を束ねるといふ方向へも動くが、文集では悉く「王夫子」の「男兒口讀古人書、束帶斂手來從事、」とか、「醉後走筆酬劉五主簿長句之贈」の「斂手炎涼絅未畢、先説舊山今悔出、」とかの方向である。ただし、この語が詩に用いられた先例は見ない。或は白居易から始まるものかも知れぬ。反は主人と賓とが相對立する觀念の故に置かれた語である。如賓の語は、文集「贈内」に「冀缺一農夫、妻敬儼如賓、」とある如く、左氏傳僖三十三年「敬相待如賓」より出る。上二句は奪と掣という卒の動作によつてその暴を實寫し、下二句は如賓という主人の動作によつて虚寫する。庭中有奇樹、種來三十春、主人惜不得、持斧斷其根、庭中二字、伍本以下中庭に作る。銅活字本もまた倒する。朝鮮本に始まる誤りを承けたものである。中庭に改めるべきもの。文選「古詩十九首」に「庭中有奇樹、綠葉發華滋、」とある。李善注には「蔡質漢

官典職曰、宮中種嘉木奇樹、」と見える。この「古詩」に據る王筠「摘安石榴贈劉孝威」には「中庭有奇樹、當戶發華滋、」ともある。又、太平御覽九百七十引潘岳「河陽庭前安石榴賦序」にも「石榴者、天下之奇樹、九州之名植也、」ともある。或は奇樹は安石榴であるかも知れない。ただ、「古詩」と字が異るのは、當時の「古詩」に中庭に作るものがあつたとも考えられる。儲光羲「同王十三維偶然作」にも「中庭有奇樹」とあるからである。更に成語をそのままに用いたのは、その樹の「綠葉發華滋」という姿を言外に示す爲であらう。下の三十春の春字は韻脚でもあるが、この意に應じて置かれたものと思われる。三十の語は大材であることを示す。文集「萬意」にも「養材三十年、方成棟梁姿、」とある。ただし本づくところは詳かでない。惜不得は惜んでもどうにもならぬという意。文集「賣炭翁」に「一車炭重千餘斤、宮使驅將惜不得、」ともある。口頭語の風氣を帯びた語である。斧は先の刀斧である。末句は卒の行爲として讀む。前四句の暴はこの句に至つて極に達し、賊に類するものとなる。

口稱采造家、身屬神策軍、主人慎勿語、中尉正承恩、

口稱という言い方は見ることが少い。文集にも「賣炭翁」に「手把文書口稱勅」という一例があるだけである。それに對應する身屬は李白や杜甫にはない。ただ、寶鞏「奉使薊門」に「自從身屬富人侯」という例が見えるのみである。所謂詩語ではないのである。采造家もそのようない類である。しかもその義さえ明かにし難い。一説に「采られて家に造たる」とも訓ずるが、殆んど不可能である。又、「采りて家を造る」とも讀み得るかも知れぬがなお落着かない。立野本には「采

造ノ家」と訓がある。察するに匠人という意であらう。據る所は知らないが、語の姿から見て可能である。しかも次句の身屬という語に對して、この句は口稱で始まるから、二句は對句として作られたものと判斷される。とすれば、采造家は神策軍に對する語となる。神策軍という時代語と相似て、建築家という當時の口頭語でもあらうか。神策軍の沿革は、唐會要「京城諸軍」に最も詳細である。初、哥舒翰がその名の軍を創置し、安祿山の叛に衛伯玉が節度使となり、廣徳初年、宦者魚朝恩が軍を統べて、禁中に駐まり、勢力は諸禁軍の上にあつた。二句は、口では采造家といつてゐるが、所屬するのは神策軍であるとしてもいう意味であらう。主人は呼掛け語。容齋續筆「紫閣村詩」の條に引く所では、慎字を切に作る。切莫は見ることが切勿は見受けぬ。文集では切莫も例がなく、慎勿は頻繁である。中尉は神策護軍中尉。唐會要「内侍省」に「護軍中尉監、貞元十二年六月六日置、以監勾當左右神策軍、」と。舊唐書職官志には「護軍中尉、以中官爲之、貞元已後、中尉之權、傾於天下、人主廢立、皆出其可否、」ともある。承恩は早くは薛道衡「宴喜賦」に「梁孝王帝子帝孫、藉寵承恩、」と見えるが、天子の恩寵を蒙る場合にのみ用いられる。この二句は作者の主人に向つて發する語であり、字面に見えるのは畏怖であるが、その故に卒の暴と中尉の權勢とを強く指摘するものとなつてゐる。

唐會要「内侍省」には、護軍中尉について、「貞元之後、天子爪牙之士、悉命統之、於是畜養假子、傳襲爵士、跋扈之兆、萌于茲矣、而中外黨錮、恣爲不法、雖朝廷之命、漸不能制、」とも見え、その勢威は並ならぬものとなつてゐた。元和初年、憲宗の東宮の時以來仕侍し



て、幹敏を以つて幸を得ていた吐突承璀が左神策軍中尉となるに及んで、その權勢は當るべからざるものがあつた。吐突承璀は四年十月、遂に左神策河中河陽浙西宣歙等行營兵馬使招討處置使を授けられるに至つたのである。これに對して、白居易もその不當を強く主張していた。「論承璀職名狀」には「自古及今、未有命中使專統領者、」といひ、「臣恐四方聞之、必輕朝廷、四夷聞之、必笑中國、」といひ、「陛下自春宮以來、則會驅使承璀、歲月既久、恩澤遂深、望陛下念其勤勞、貴之可也、陛下憐其忠赤、富之可也、至於軍國權柄、動關於治亂、朝廷制度、出自於祖宗、陛下寧忍徇下之情、而自隳法制、」とも極言していた。このように非難されるほど、吐突承璀は恩寵を蒙つていたのである。従つて中尉の威を假るその將士の横暴にも甚しいものがあつた。資治通鑑唐紀五十四、元和四年九月の條には、軍吏李昱が長安の富人に錢八千緡を借り、三歳を経ても償わなかつた事件が記録されてもいる。この詩は、そのような神策軍の士卒の横暴な行動の一つを採上げたものである。しかしただそれだけに終つてゐるのではない。そのような行動を士卒にさせるに至つた中尉をも非難してゐるのである。更には、中尉をかくまで勢威あらしめた憲宗に考慮を求めてもゐるのである。末の「主人慎勿語、中尉正承恩、」に於ける、中尉といひ、承恩といふ語は正しくその心情の先端を示すものである。中尉を中心として神策軍を批判した作は他にもある。「秦中吟」の「輕肥」もその一である。そこでは、

意氣驕滿路、鞍馬光照塵、借問何爲者、人稱是內臣、  
朱紱皆大夫、紫綬或將軍、誇赴軍中宴、走馬去如雲、

罇罍溢九醞、水陸羅八珍、果擘洞庭橘、鱠切天池鱗、  
食飽心自若、酒酣氣益振、是歲江南旱、衢州人食人、

と歌う。しかし「輕肥」よりも此の作が、具體的な事實を對象とし、構成も緊密であり、感動も充實している。そしてまた作者も此の作の方により精神を緊張させていたと思われる。というのは「輕肥」に見える觀念的な記述はさほど努力を要せずして成るものだからであり、此の作の平俗な言語による形成こそ遙かに困難だからである。一首には、「孔戡」に見える經書からの語もない。又、後の「登樂遊園望」に見える雅語もない。あるのは日常語とそれに近い語だけである。このような言語による形成こそ白居易が意識して取つた手法である。「新樂府序」では「其辭質而俚、欲見之者易諭也、其言直而切、欲聞之者深誠也、」と見える。その意圖はこの作でも實現しているといえよう。「與元九書」で「聞宿紫閣村詩、所握軍要者切齒矣、」という反應があつたのも當然である。

### 登樂遊園望

五言古詩。十六句、八韻。押韻は眞韻到底で文元韻を混用する。制作時期は元和五年春。

獨上樂遊園、四望天日曛、東北何靄靄、宮闕入烟雲、

漢書宣帝紀に「神爵三年、起樂遊苑、」とあり、顏師古注に「在杜陵西北、宣帝立廟於曲江池北、號樂遊、蓋本爲樂遊苑、後因立廟、」とある。宋敏求長安志には「昇平坊東北隅」に在るといひ、「其地居京城之最高、四望寬廣、京城之内、俯視指掌、每正月晦日、三月三日、

九月九日、京城士女、咸就此登賞被禊、<sup>一</sup>という。事文類集前集卷八に引く兩京新記にも詳かである。初唐以來賜宴の所でもあり、應制の詩も數多い。張說「三月二十日詔宴樂遊園賦得風字」には、「樂遊形勝地、表裏望郊宮、北闕連天頂、南山對掌中、<sup>二</sup>とある。李白「憶秦娥」に「樂遊原上秋風節」の句があり、杜甫に「樂遊園歌」がある。文集には「立秋日登樂遊園」があり、「和酬鄭侍御東陽春閣放懷追越遊見寄」にも樂遊園の風物を詠じて「樂遊原頭春尚早、百舌新語聲裊裊、日趨花忙向南坼、風催柳急從東吹、流年儼況不饒我、美景鮮妍來爲誰、紅塵三條界阡陌、碧草千里舖郊畿、餘霞斷時綺幅裂、斜雲展處羅文紕、暮鐘遠近聲互動、暝鳥高飛下追隨、<sup>三</sup>とある。この四望は上の獨字と應じて、文選王仲宣「登樓賦」の「登茲樓以四望兮、聊暇日以消憂、<sup>四</sup>を連想せしめる。嘯は夕日の陰ること。東北は皇宮のある所。史記封禪書には「趙人新垣平上言、長安東北有神氣、<sup>五</sup>とも見える。靄靄は春夏の交に用いられる語であり、作者の風景に對する好感を示す。陶潛「停雲」にも「靄靄停雲、濛濛時雨、<sup>六</sup>と。宮闕の語は、時に寺觀などにも用いられるが、史記高祖紀に「高祖見宮闕狀、甚怒謂蕭何曰、是何治宮室過度也、蕭何曰、天子以四海爲家、非壯麗無以重威、<sup>七</sup>とある如く多くは皇宮を指す。文集「驪宮高」には「驪宮高兮高入雲、<sup>八</sup>とある。この入烟雲も宮殿の高さが意識されているのであろう。

愛此高處立、忽如遺垢氛、耳目暫清曠、懷抱鬱不伸、  
垢氛の語は、文選謝靈運「述祖德」に「兼抱濟物性、而不纓垢氛、<sup>九</sup>とあり、李善注には「垢滓也、氛氣也、謂世事皆惡、相不纓繞、不雜

塵霧、<sup>一〇</sup>とある。俗氣をいう。句としては韋應物「慈恩精舍南池作」の「清境豈云遠、炎氛忽如遺、<sup>一一</sup>に倣うものであろう。淮南子精神訓に「胸腹充而嗜欲省、則耳目清、視聽達、<sup>一二</sup>とあるが、高適「東征賦」には「山川土田、耳目清曠、<sup>一三</sup>ともある。清曠の語は、白氏六帖「宅」に「仲長統、常欲卜居清曠、以樂其心、<sup>一四</sup>とある。六帖の文は後漢書仲長統傳の節文。ただし文選謝靈運「田南樹激流抱援詩」の「中園屏氛雜、清曠招遠風、<sup>一五</sup>の下の李善注に見える所と酷似する。六帖の文は李善注に據つたものであろう。このような一類は少くない。文集の語の中には文選の注を根據としたものが、かなり存在すると思われる。暫は且の義。この用法は文集に屢々見える。懷抱の語は、後漢書陳忠傳に「夫父母與子、同氣異息、一體而分、三年乃免於懷抱、<sup>一六</sup>とあるように、もと抱くことであつたが、文選謝靈運「擬魏太子鄴中詩」の「歡娛寫懷抱」の如く、次第に胸中の情意という意に轉ずる。唐代に於いては専ら後者の方向である。李白「五松山贈南陵常贊府」や杜甫「雨過蘇端寺」に見えるのがその例である。文選張平子「四愁詩序」の「鬱鬱不得志」下の李善注に「鄭玄考工記注曰、鬱不舒散也、<sup>一七</sup>とある。この作には、先の二首には見られなかつた雅語、更に言えば詩語がかなり多い。のみならず、措辭が凝縮している。「續古詩」の「何爲腸中氣、鬱鬱不得舒、<sup>一八</sup>とこの「懷抱鬱不伸」を比較すれば理解されるであらう。

下視十二街、綠樹間紅塵、車馬徒滿眼、不見心所親、  
十二街の語は文集「鄧劭張徹落第」「喻友」及び「登觀音臺望懷」等に見えるが、長安の繁華な大街をいうものである。もとより洛陽につ

いても用いられる。韓愈「南朝内賀」や張籍「逢賈島」などにも見えるように、中唐に於いて頻りに現われる。それ以前に於いては多く十二衢という。韋應物「擬古」王維「登樓歌」に見えるものがそれである。恐らくは文選鮑明遠「詠史」の「京城十二衢、飛薨各鱗次、」より出るものであろう。據る所は文選班孟堅「兩都賦」の「披三條之廣路、立十二之通門、」であり、周禮に本づく觀念語である。十二衢は十二衢を變化したものである。恐らくは白居易が用い始めた語であろう。

文集には文選に見える語がかなりある。先の垢氣とか清曠とかがその一例である。文選が重視されたことは言うまでもない。しかし、このような一群の作品には、ある範囲がある。魏晉以前の作品に限られ、特別な場合を除いて、宋齊へは降らない。十二衢が避けられ、十二街が採上げられたのもこの一例である。綠樹は多く春に用いられる。梁簡文帝「三月三日卒爾成詩」に見えるのもそれである。樹は槐である。先に挙げた、韓愈の作には「綠槐十二街」とあり、王維の作には「俯十二兮通衢、綠槐參差兮車馬、」ともある。また、文集「寄張十八」に「迢迢青槐樹、相去八九坊、」とあり、唐會要「街巷」には「貞元十二年、官街樹缺、所司植榆以補之、京兆尹吳湊曰、榆非九衢之玩、亟命易之以槐、」ともあるからである。間は縞模様をなすさま。文選「西都賦」に「闕城溢郭、旁流百塵、紅塵四合、煙雲相連、」と見える。李善注には「李陵詩曰、紅塵塞天地、白日何冥冥、」とある。李陵詩はいま古文苑に見えるが、この二句に止まり以下は闕く。高步瀛李注義疏に説がある。詳かではないが、紅塵の語は李陵から始まるが、熱鬧の地に立つ埃塵という方向は「西都賦」より始まるものであ

ろう。車馬は紅塵に結びつく語。滿眼は多いこと、ただし他物より特にそれが目につく場合に用いられる。所親の語は禮記中庸「敬其所尊、愛其所親、」より出るが、心を冠するのは、曹植「門有萬里客行」に「褰裳起從之、果得心所親、」とある。二句の發想は、韋應物「有所思」の「繚繞萬家井、往來車馬塵、莫道無相識、要非心所親、」に負うものかも知れぬ。

孔生死洛陽、元九謫荆門、可憐南北路、高蓋者何人、

孔生は孔戡。元九は元稹。字は微之。新舊唐書に本傳がある。元稹の貶謫は、舊唐書憲宗本紀によれば、五年二月十八日のことである。その事情は文集「論元稹第三狀」に詳かでもあるが、「元公墓誌銘序」には、「授監察御史、使于蜀、按任敬仲獄、又劾奏東川帥違詔條過籍稅、又奏平塗山甫等八十家冤事、名動三川、三川人慕之、其後多以公姓字名其子、朝廷病東諸侯不奉法、東御史府不治事、命公分臺而董之、時有河南尉離局從軍職、尹不能止、監察使死、其柩乘傳入郵、郵吏不敢詰、內園司械繫人踰年、臺府不得知、飛龍使匿趙氏亡命奴爲養子、主不敢言、浙右帥封杖決安吉令至死、子不敢愬、凡此者數十事、或奏、或劾、或移、歲餘皆舉正之、內外權寵臣無奈何、咸不快意、會河南尹有不如法事、公引故事、奏而攝之甚急、先是不快者、乘其便相噪嗾、坐公專逞作威、黜爲江陵士曹掾、」という。荆門は江陵府の縣名であるが、江陵府は古の荊州の地であるから、江陵府を稱して荆門ともいう。杜甫「秋日荆南」に「荆門留美化、姜被就離居、」というのもこれである。文集「和思歸樂」には元稹の遷謫について、「獲戾自東洛、貶官向南荆、」ともいう。孔戡と元稹とを合せて詠ずるものに「贈樊

著作」がある。中に「從史萌逆節、隱心潛負恩、其佐曰孔戡、捨去不爲賓、」といい、「元稹爲御史、以直立其身、其心如肺石、動必達窮民、東川八十家、冤憤一言伸、」という。二句は直道の人々が登用されず、或は擯斥されていることを指摘する。その初めの「懷抱鬱不伸」というのはこの故である。可憐は詠嘆の辭。張相の詩詞曲語辭匯解に説がある。ここでは嫌惡の情を帯びる。南北は東西をも含むであろう。高蓋は漢書于定國傳「于公謂曰、少高大門閭、令容駟馬高蓋車、我治獄多陰德、子孫必有興者、」に本づく。五字句中の第三字の者は、普通には近體では是を用い、古體では彼に易えることもあるが、文集では上の語を強調する爲に屢々者字を用いる。「寄唐生」の「唐生者何人、五十寒且飢、」贈内」の「所須者衣食、不過飽與溫、」等がそれである。この結句の語氣は極めて強い。殊に疑問の形で結ぶ爲に更に激しい。しかしこの句は純粹の疑問ではない。既に高蓋といえ、高官を意味するからであり、更に可憐といえ、ほぼその人を知り得ているからである。知りつつ疑問の形に於いて詠ずる所に、詰責に似た響を打出すのである。更に、四句はそれぞれに律句であり、各聯は粘着もしており、平韻到底の中に於いては避けるべきものであるが、それを敢てしている所に四句が意味の上で強い關聯を與えられている。そこから見れば、洛陽と死、荆門と謫とは、南北路と高蓋とに對立し、前者を導いたものが後者であることを暗示する。従つて結局は、孔戡を洛陽に死せしめ、元稹を荆門に謫した權威に對する憤りを投出したものである。

新唐書本傳には元稹の左降について、「會南河尹房式坐罪、稹舉劾、

按故事追攝、移書停務、詔薄式罪、召稹還、次敷水驛、中人仇士良、夜至、稹不讓、中人怒擊稹、敗面、宰相以稹年少輕樹威、失憲臣體、貶江陵士曹參軍、」と記している。權勢を避けずして房式の不法を糾弾した元稹が、樹威の名を以つて罪を受けることは、白居易にとつては解すべからざることであつた。勢威に屈せずして中官仇士良に譲らなかつた元稹が、失憲臣體という罪で左遷されることは、白居易にとつて憂うべきことであつた。「論元稹第三狀」では、「臣恐元稹左降以後、凡在位者、每欲舉事、必先以元稹爲戒、無人肯爲陛下當官執法、」といい、「恐從今以後、中官出使、縱暴益甚、朝官受辱、必不敢言、縱有被凌辱毆打者、亦以元稹爲戒、但吞聲而已、」ともいふ。これから後、法を執り、政を行う者が、勢威の前に懼伏するに至ることを恐れているのであるが、實は元稹を罪すること、そのことが既に勢威に屈していることであると主張しているのである。房式は、舊唐書によれば、天寶の宰相であつた房琯の姪であり、貞元の宰相李泌に認められ、當時の宰相李吉甫の推挽を承けていた者である。仇士良は唐會要や新唐書によれば、劉士元とあるが、いづれにしても中官であることに疑うべきものはない。白居易は、房式や仇士良の背後にある勢力に宰相が壓えられて、元稹を追放に處したと判斷した。又、元稹が貶謫された前月に、孔戡も閑官のままに洛陽で死歿したのである。孔戡を登用し得なかつたのも、盧從史の勢力に逆うことのできぬ執政の故であると判斷した。もともと宰相とは、「爲人上宰相書」で述べられているように、「以接士爲務」「以開閣爲名」ものであり、「敢言之士」を進め「執咎之臣」を採るものであつた。にも拘らず今は却つて

その人々を避け退けているのである。一首はこのような執政者の責任を追究しているのである。もとより憲宗の處置を非難してもいるであろう。孔戡の場合に止らず、元稹の遷謫にも憲宗が加つていたからである。資治通鑑唐紀五十四、元和五年の條には、中使の元稹に害を加えた後で、「上復引稹過、貶江陵士曹、」とも見える。しかもそのような批判は、最後の二句に至つて始めて突き出されているだけに、初より露わな言葉で精細に語られる場合よりも、より深くより強く表現されているとも見られる。ここに「聞登樂遊園寄足下詩、則執政者扼腕矣、」という結果を導き出したのである。

「與元九書」には詩題に「寄足下」の三字が加えられているが、恐らくは後に寄せた爲であろう。元稹にはこの作に酬いた一首もある。「酬樂天登樂遊園見憶」がそれである。

昔君樂遊園、悵望天欲曛、今我大江上、快意波翻雲、

秋空壓瀟漫、瀕洞無垢氛、四顧皆豁達、我眉今日伸、

長安隘朝市、百道走埃塵、軒車隨對列、骨肉非本親、

誇遊丞相第、偷入常侍門、愛君直如髮、勿念江湖人、

原唱の韻字をそのままの順序に従つて用いる次韻の和答詩である。次韻の詩は一般に、元稹が「上令狐相公啓」で述べているように、「重複首尾、韻同意等、」という傾向を持ち易いものであるが、この作はその弊は避けているとしてもまだ未熟であり、白居易の原唱の方が遙かに優れている。ただしこのような贈答に於いて、所謂元和體といわれる唱和形式が成立し、やがては元稹白居易の間に十六卷に及ぶ「元白唱和因繼集」が完成するに至つたのである。この點から見れば、白

居易のこの一篇は別の意義をも荷つていると考えられる。

「孔戡」の主題は、「論制科人狀」に見え、「宿紫閣山北村」のそれは、「論承璫職名狀」に見え、「登樂遊園望」のそれは、「論元稹第三狀」にも見えていた。詩の主題は狀という形態の文章にも綴られていたのである。或はまた、さまざまな形態に於いて一つの理論としても記述されていた。賢者の登用という主張は、「策林」の「請以族類求賢」とか、「請厚禮以致大賢」等にも見える。しかも、このような事實は、白居易のみに限られはしない。吐突承璫に對する憲宗の處置については、舊唐書本傳に「上令神策中尉吐突承璫爲招討使、諫官上承璫者十七八、」とあるように、少なからぬ人々に採上げられていた。更にいえば、白居易以前から既に問題として論ぜられてもいたのである。賢者登用について見れば、先に觸れた陳子昂の「明必得賢科」等がその一例である。三首の詩の主題も、實は文章に於いては、既に或は同時に他の人々によつて主張されていたことであり、白居易のこれらの詩に始まる特殊な主題ではなかつたのである。しかし、上奏の文章には嚴格な形式があつた。唐會要「百官奏事」及び「牋表例」には、日附の數字や奏者の官職の記載についてすら規格があつたことが見える。この嚴格さは、皇帝に對する儀禮とともに、それらの文章が、公の文書と認められていたからである。従つて記述の内容にも限界があつた。奏者の地位に適しい範圍に止まり、その職責の外に出ることは許さるべきもなかつた。更には、個人の見解は棄てることを求められ、公の立場からの見解でなくてはならなかつた。この故に、文

章で一度表面に出せば、露骨にすぎ易くなり、爲に却つて削り去られねばならぬことも多い。しかし、それを達する途は他に在る。詩と賦とである。詩は毛詩序に「吟詠性情、以風其上、」と謳われ、賦は班固「兩都賦序」に「以抒下情、而通諷諭、」と言われている。詩と賦とは、状態の文章では果し得ぬ用を備えていた。白居易に於いてもこの自覺があつた。「新樂府五十首」の、その第五十首に「採詩官」を

配し、「採詩聽歌導人言、言者無罪聞者誠、」と詠い起し、「欲開壅蔽達人情、先向歌詩求諷刺、」と歌い收め、「賦賦」で「賦者古詩之流也」という前提の下に、「四始盡在、六義無遺、」とも述べているのがそれを示す。書簡で「難於指言者、輒詠歌之、」というのも、状态の文章が疎外するものを詩が吸収し得るものと考え、そこに詩の特質を認めていたからである。まこと「孔叢」は、「論制科人狀」では言及されていない、直道の人を登用し得なかつた憲宗への非難を含めていゝ。「宿紫閣山北村」は、「論承璫職名」には見えぬ、神策軍士の横暴と、吐突承璫への厚きに過ぎる恩幸とを露わに非難している。「登樂遊園望」は、「論元稹第三狀」には表面に全く見えぬ宰相の處置に對する不満が見える。三首の詩は、三篇の状态に無いものを深く藏しているのである。白居易がいわゆる「啓奏之外」にこれらの詩を作つた理由はここにあつたのである。もともとこれらの一群は、同じ書簡で「凡所遇所感、關於美刺興比者、又自武德訖元和、因事立題、題爲新樂府者、共一百五十首、謂之諷諭詩、」という諷諭詩の一部であるが、自ら諷諭と名づけた根據もここに在つたのである。三首を含む諷諭詩の本來の意圖は、「策林」の「採詩以補察時政」で「開諷刺之道」

という、その諷刺に外ならなかつたのである。書簡で「欲稍稍處進於上、上以廣宸聰、副憂勤、次以酬恩獎、塞言責、下以復吾平生之志、」というのも、まさしくこの意圖から發せられた語である。

この詩に於ける諷刺の自覺が、白居易に於いて確立したのは、翰林學士としての「謝官狀」で「當奮勵奮鈍、補拾闕遺、」といい、「初授拾遺獻書」で「小有遺闕、稍關損益、臣必密陳所見、潛獻所聞、」ともいつている、翰林學士左拾遺の職に在つた時である。その時期は、元和二年十一月から始まる。もとより、翰林院に入る以前の作品もないではない。「觀刈麥」や「京兆府新栽蓮」などは、明らかに整屋縣尉時代のものである。資治通鑑唐紀五十三、元和二年の條に「整屋縣尉集賢校理白居易、作樂府及詩百餘篇、規諷時事、流聞禁中、上見而悅之、」とも見えるが、「新樂府五十首」の中には翰林學士以前に制作されたものもあつたであろう。とはいふものの、それらの數も全體から見ればさほどではないと信ぜられる。更に文集によれば、諷諭詩は百七十二首であり、書簡に記されているものよりいささか多いが、多いのは、書簡が成つた後にも制作されたからである。ただしその數は極めて少い。しかも、數少いこれらの作品は、文集卷一の「放魚」や「潯陽三題」、或は卷二の「數魯」や「反鮑明遠白頭吟」などのように、以前の作品に比して甚しく格調を異にする。従つて諷諭詩に力が注がれた時期は、元和十年七月以前と認められる。その元和十年以前にも動搖がないではない。元和六年から九年までは、母の喪に服して下邳に退居し、「村居苦寒」「納粟」等の數首しか制作されていないからである。とすれば、最も活潑に制作されたのは、元和五年以前

となる。白居易が諷諭詩に眞向つていたのは、書簡に「是時皇帝初即位、宰府有正人、屢降爾玉書、訪人急病、僕當此日、擢在翰林、身是諫官、」という時代である。諫官の時期に於いてこそ諷諭詩は成立し、充實したのである。諷諭詩の本質は諷諫にあつたのである。

諷諫を本質とする諷諭詩の題材は、政治の事實に外ならぬ。「孔戡」等の三首によつても明かである。書簡によれば「救濟人病、裨補時闕、」に關するものであつたという。讀與元九書記で言及したように、人病とは左氏傳昭二十年「民人苦病、夫婦皆詛、」に本づく語であるが、その苦病の由つて來る所は「山林之木、衡鹿守之、澤之萑蒲、舟蛟守之、藪之薪蒸、虞候守之、海之鹽唇、祈望守之、縣鄙之人、入從其政、偃介之關、暴征其私、承嗣大夫、強易其賄、布常無藝、徵斂無度、宮室日更、淫樂不違、內寵之妾、肆奪於市、外寵之臣、僭令曰鄙、私欲養求、不給則應、」であつた。官によつて壓迫されている民人の苦患をいうのである。時闕の字は、風俗通十反「周旋進退、補察時闕、」に據るものであるが、本づく所は、左氏傳襄二十年「恤其患而補其闕、正其違而治其煩、」であり、時闕は時政の闕失をいう。人病が民の側からの語であるのに對して、時闕は官の側からの語である。従つて題材は民人の困窮と政治の頹落とである。これらの題材を採上げることによつて、救濟と裨補とを期待したのである。しかし期待は滿されることが少かつた。「孔戡」について「衆面脈脈、盡不悅矣、」といひ、「登樂遊園望」について「執政者扼腕矣、」といひ、「宿紫閣山北村」について「握軍要者切齒矣、」というように、對象とした事實に關係ある人々からの非難が烈しかつた爲である。「寄唐生」

では、「未得天子知、甘受時人嗤、」ともいひ、「傷唐衢」では、「貴人皆怪怒、閑人亦非訾、天高未及聞、荆棘滿地生、」ともいひ。書簡で「志未就而悔已生、言未聞而謗已成矣、」というのもそれである。

その結果として江州司馬に遷謫されるに至つたのである。「與楊虞卿書」では「不我同者得以爲計、媒孽之辭一發、又安可君臣之道聞自明白其心乎、加以握兵於外者、以僕潔慎不受賂而憎、秉權於內者、以僕介獨不附已而惡、其餘附麗之者、惡僕獨異、又信猜狺吠聲、唯恐中傷之不獲、以此得罪、可不悲乎、」とも記している。もとより、資治通鑑唐紀五十四、元和五年六月の條に「白居易嘗因論事、言陛下錯、上色莊而罷、密召承旨李絳謂曰、居易小臣不遜、須令出院、」とあるように、諫官としての諫諍の故に、憲宗から避けられ始めたことも一つの條件ではあつたであろうが、「與元九書」で、「終得罪於文章」というように、直接にはどこまでも諷諭詩が遷謫の原因となつたのである。

白居易に於ける、「孔戡」等三首を含む諷諭詩の意圖と結果とはほぼこのようなものであつた。